



## 厚生年金保険料率について 【平成 29 年 9 月分（10 月納付）から 18.30%で固定】

厚生年金保険料率は、平成 16 年年金制度改正に基づき平成 16 年の 10 月から毎年 0.354%ずつ（平成 29 年は 0.118%）引き上げられ、今年の 9 月で引上げが終了します。今後の厚生年金保険料率は、18.30%（労使折半）で固定されることになります。

平成 16 年の年金制度改正においては、少子高齢化が急速に進む中で将来にわたり年金制度を持続的に安心できるものとするため、さまざまな法改正が行われました。給付と現役世代の負担の両面にわたる見直しをおこない、保険料水準の固定方式（将来にわたって保険料を固定すること）やマクロ経済スライドによる給付の自動調整の仕組みが導入されたほか、個人の生き方、働き方の多様化に柔軟に対応できるよう法改正は多岐にわたりました。

### <主な改正事項 施行期日>

平成 16 年 10 月	・ 厚生年金保険料の引上げ（毎年 0.354%引上げ） 平成 29 年以降の保険料水準を固定（18.30%）
平成 17 年 4 月	・ 育児休業中の保険料免除措置の対象を 1 歳未満から 3 歳未満へ拡充
平成 19 年 4 月	・ 離婚時の年金分割
平成 28 年 10 月	・ 短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用拡大

## 障害者の法定雇用率について 【平成 30 年 4 月 1 日から引上げ】

平成 30 年 4 月 1 日から障害者の法定雇用率が以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率		
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降	※平成 33 年 4 月までに
一般事業主	2.0%	<b>2.2%</b>	2.3%

※具体的な引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

今回の法定雇用率の変更により障害者を雇用しなければならない一般事業主の範囲が従業員数 50 人以上から **45.5 人以上**に変わります。（ $45.5 \text{人} \times 2.2\% = 1 \text{人}$  1 人未満の端数は切り捨て）  
法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されました。

今までは従業員 50 人以上の事業主は、毎年 6 月 1 日現在の障害者の雇用に関する状況をハローワークに報告する義務がありましたが、今回の法定雇用率の変更により、従業員 45.5 人以上の事業主がその対象となります。（障害者雇用促進法第 43 条 7 項）従業員が 45 人前後の事業所は注意が必要です。

### <常用労働者のカウント方法>

週所定労働時間	雇用区分
30 時間以上	短時間労働者以外の常用雇用労働者（1 人をカウント）
20 時間以上 30 時間未満	短時間労働者（1 人を 0.5 カウント）

（文責 K.S）